

おでかけタクシー 運行します！

期間
限定

半田市おでかけタクシーとは？

利用登録証を取得（要申請）のうえ、事前予約することで、「自宅」⇔「あらかじめ決められた目的地」を片道300円で移動することのできるタクシーサービスです。

おでかけの際は、ぜひご活用ください。

※今回は、有脇小学校区（小学生以上）にお住まいの方を対象に、令和4年2月21日から3月31日までの期間限定で実験的に制度運用します。

（本格導入は令和4年度中を予定）

■運 行 毎日9時～16時（迎車可能時間）

■予 約 毎日9時～16時（受付時間）

受付窓口 名鉄知多タクシー(株) ☎0569-37-1112

安全タクシー(株) ☎0569-21-0685

※当日予約可、事前の予約は利用日の7日前から可

■利用料 300円/1台 ※複数人乗車でも1台300円！

■目的地 自宅⇔目的地（以下表）の利用のみ（目的地⇔目的地は×）

1 JAあいち知多半田東支店	5 上池歯科	9 ひさだ歯科	13 亀崎駅	17 美原郵便局
2 半田中央病院	6 スギ薬局上池店	10 あべクリニック	14 さとうクリニック	18 マルス乙川店
3 日本福祉大学	7 有脇公民館	11 武内眼科	15 アオキスーパー乙川店	19 【東浦町】東浦駅
4 ゲンキーのぞみが丘店	8 かみいけクリニック	12 日比整形	16 高須内科	20 【東浦町】長坂歯科

注意点

詳しくは裏面をご覧ください。

- 小学生未満のお子さんのみでの利用はできません。
- 車両の空き状況により、希望時間に予約できない場合があります。

問合せ 半田市防災交通課 (☎84-0628)

ご利用方法

☆ご利用いただける方

- 有脇小学校区に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
- 小学生以上であること（小学生未満の方は保護者同伴でご利用ください）。

①利用登録証を取得する（事前申請が必要です）

- おでかけタクシーの利用には、事前に利用登録（申請）が必要です。
申請書を「有脇ふれあいセンター」へ提出又は「半田市防災交通課」へ直接申請してください。（申請書は各窓口に設置。半田市HPから様式ダウンロードも可能。）
- 提出された申請書が半田市防災交通課に到着後、7日前後で「登録証」と「精算用チケット」を郵送します。
※半田市防災交通課へ直接申請していただいた方には、2月18日以降であれば、即日（その場で）「登録証」と「精算用チケット」を交付します。
- 有脇ふれあいセンター（有脇町3丁目13-5）
（開館時間は9時～16時）
- 半田市防災交通課
（4階29番窓口）

②電話予約する（予約が必要です）

- 以下のタクシー会社へ電話し、「おでかけタクシーの利用」である旨を伝えます。
- 登録証記載の「利用者番号」、氏名、住所、電話番号、出発地、目的地、利用日時、利用人数を伝えてください。
※「当日利用」の予約、「今から利用」の予約も可能ですが、車両に空きがあり、配車可能な場合に限りしますのでご注意ください。

名鉄知多タクシー(株) ☎ 37-1112	安全タクシー(株) ☎ 21-0685
--------------------------	------------------------

③乗車する

- 「登録証」と「精算用チケット（片道利用で1枚必要）」と「利用料（片道利用で300円）」を必ず持参して乗車してください。
- 予約時間に、出発地の入口付近（運転手の分かりやすい場所）でお待ちください。
- 乗車時に運転手に「登録証」を見せてください。
※乗車時に「登録証」がない場合は、おでかけタクシー制度は利用できません。
また、降車時（支払時）に「精算用チケット」がない場合も、おでかけタクシー制度は利用できません。あらかじめ、ご了承ください。
- ※道路状況によっては、自宅から離れた場所で乗車いただく場合があります。

④運賃を支払う

- 目的地に到着したら、運転手に「精算用チケット（片道利用で1枚必要）」と「利用料（片道利用で300円）」を渡してください。
※降車時（支払時）に「精算用チケット」がない場合は、おでかけタクシー制度は利用できませんので、あらかじめ、ご了承ください。
また、精算用チケットは片道利用で1枚必要です（往復の場合は2枚必要）。
なお、精算用チケットは、有脇ふれあいセンター、半田市役所防災交通課窓口で配布しています。（半田市HPから様式ダウンロードも可能）

半田市HP（ホームページ）はこちらから

URL：<http://www.city.handa.lg.jp/kotsu/koutsuu/taxi.html>



半田市HP